

開かれた(同前、六月二十一日付)。

農業生産確 茅ヶ崎農会が、各区総代に「統後生産力拡充運動」を呼びかけたのは、一九三九年十月十九日付通牒である
保の諸方策 が、「緊急実施」の内容は、「勤労奉仕班ノ活動促進、冬作物ノ管理強調、自給肥料ノ増産強調、畜力利用班ノ

編成、藁加工ノ増産、軍用兎毛皮ノ供出確保並ニ家兎ノ増殖、共同力ノ強化」などであった。「事変ノ農村ニ及ボセル影響ハ多方面ニ亘リ、且ツ甚大ニシテ動モスレバ農業ハ萎縮・退嬰ニ陥入ラントスル傾向」に危機感をもち、「統一的計画ノ下」に、「農家個々ノ勤労精神ノ発揚ト隣保共助ノ発露」とにより、「農家経済拡充ノ資」とすると共に「軍需品ノ円滑ナル供出ト国内需要ニ支障ナカラシ」めようとするものであった(『茅ヶ崎市史』2資料編)。

第二表 中郡の共同利用機具・畜力利用農具の普及状況(1)・(2)

年 度	共同利用機具		畜力利用農具	
	奨励金額	補助組合数	奨励金額	補助組合数
一九三七年	二、七〇〇円	一一五	四、五〇〇円	四七
一九三八年	四、四六七円	五一四	一、六八〇円	三二
計	七、一六七円	六二九	六、一八〇円	七九

年 度	共同利用機具		畜力利用農具	
	一組合当たり奨励金額	被補助組合比率	一組合当たり奨励金額	被補助組合比率
一九三七年	二三・四八円	一〇・二%	九五・七四円	四・二%
一九三八年	八・六九円	四五・五%	五二・五〇円	二・八%
計	一一・三九円	五五・七%	七八・二三円	七・〇%

これらの方針は、すでに一九三八年六月の市町村長会議指示注意事項において、半井知事が強調していたところでもあった(資料編12近代・現代(2)三)。また、国からの助成もあって、勤労奉仕運動や共同利用機具・畜力利用機具の普及がはかられた。一九三九年における中郡農会の報告によれば、三七年度一万二千円、三八年度二万三千七百五十円の助成金により、町村段階で勤労奉仕部百九十九、部落段階で勤労奉仕班千四百二十二が設置されたという。助成金金額が班に交付されたとしても、一班あたりは十六円七十銭にすぎない。また、農事実行組



労働力不足を補なうための豊川村の女子馬耕練習会(1939年)

『神奈川県農協の30年』から

合にたいしても、第二表(1)のように奨励金による共同化が推進された。

これを中郡下農事実行組合数千百三十との対比で見れば、第二表(2)のようになる。まず、奨励金の実額が、対象組合数の増加につれ低落するとともに、全体として単位実行組合の貧しさは、畜力導入を不可能に近いものとして、精神的な勤勞奉仕の隣保共助によってこれを何とか補てんせざるをえない窮状であった(資料編 12 近代・現代(2)四)。

また「養蚕、米等の増産の結果、単価の引下げが行はれた場合、増産しても収入に於て結局何も益することがない様な過去の実績から見て二の足を踏んでる向もある」(『横浜貿易新報』昭和十四年五月二十四日付)という指摘もなされていた。一方では、小作関係からくる問題があった。地主も小作人も利害関係が複雑で、農地の整理そのものが困難であり、機械化や共同耕作はかけ声のみであった。「食糧増産」が国家目的となり、一九三八年四月二日、農地調整法が公布(施行は八月一日)されたが、その結果、地主的土地所有が制限されるようになったとはいえ、生産者の立場を無視して国家権力が大幅に介入するものであった。

一九三八年六月の市町村長会議でも、知事の訓示は、農地調整法が「自作農創設維持」と直線的に結びつけられていた(資料編 12 近代・現代(2)三)。神奈

川県のように、重化学工業化が進んだところでは、「職工農家」の問題も無視できず、その上、耕作農家の現金収入がふえてきたなかで、余剰資金を生産に投資することが、再生産のポイントとなっていた。にもかかわらず、戦時体制は、農家の蓄積を許さなかった。一九三九年七月七日、県総務・経済部長の「通牒」は、「農林水産物売上代金中ヨリ一定割合ヲ申合せ天引貯金ヲ為スコト」「支那事変中之ガ払戻ヲ為サザルコトヲ申合せ」を実行させ、「本県国民貯蓄八億円目標ニ到達セシムル一助ト」することを求めていた。

県下の生産実績は、農村について見るならば必ずしも高くなかった。一九三八年の米作作付面積は二万六千二百町で、収穫は四十七万九千六百四十六石である。また、四〇年の作付面積は二万五千七百二十四町で、収穫は四十七万九百七十七石（『朝日年鑑』昭和十六年・十八年版）であり、「生産増強」のかけ声にもかかわらず、面積で停滞、生産でも一萬石近くを減産していたことは明らかである。

一一 工業地帯の拡大と労働者

労働者の増加 と住宅問題

一九三九（昭和十四）年九月の第二回臨時県会は、「一躍国内有数ノ工業県ト成ツタ」ため、「人口膨脹ノ結果ニ因ル住宅ノ問題（工場従業員の県営住宅事業）、工業的施設ノ集中ニ基ク新シキ都市ノ形成問題（相模原都市建設区画整理事業）等県政上解決ヲ要スル」ために「緊急差置難キ事業ノ予算案ヲ付議」しようとして召集された（『神奈川県会史』第六巻）。工業化にともなう住宅問題は深刻であって、すでに、五月二十五日、横浜商工会議所は、議員総会の名において、横浜及びその附近に工場従業員住宅を建設することを、県知事・横浜市長あてに建議していた（資料編 18 近代・現代（8）

た。県の人口は、一九三〇年を二〇〇として、三五年一四、四〇年一三五と増加した。なかでも横浜市は一一三から一三七（とくに鶴見区は一四〇から二二三）、川崎市は一二九から二〇三と増えていた。実数でいうなら、一九三九年、横浜市は前年に比べて一万五千世帯、九万人が増加していた。また、全国空家調査によると、一九三六年の空家率は、横浜市六・九割（一万七百三戸）、川崎市二・三割（七百五十八戸）、横須賀市三・五割（千二百六十四戸）であったものが、三九年には横浜市一・六六割、川崎市〇・六五割、横須賀市〇・〇二割となり、「住宅払底と言ふ言葉は既にその頂点を絶して、全く混乱時代に陥った」（『神奈川県社会事業』第一〇七号）。

京浜工業地帯の主力をなす大企業にとっても、住宅問題は緊急のことであった。一九三九年五月二日、川崎市では、市が八千株、東京電気六千株、東京電気無線、日本光学、三菱重工、富士通、東京ガス・電気、東京自動車工業各四千株、南武鉄道二千株など、計二百万円の資本で、川崎住宅株式会社が発足していた。会社の事業は工員用共同宿舎、分譲住宅の建設を目標とし、川崎市はそのために、交通、教育、公園、小売市場などの社会施設を負担することとなっていた。

いずれにせよ、住宅建設の隘路は経済統制であった。臨時県会での知事提案説明も、「住宅ニアリマシテハ資材或ハ資金ノ關係其ノ他ノ各種ノ事情ノ為新築、増築セラル、モノガ極メテ少ナク」「結局ハ物資、資材ノ關係上中央ノ発動ヲ俟タナケレバ到底実現困難ナ問題デアリマス」（『神奈川県会史』第六巻）と本音をはいていた。県は、二月、工場労働者住宅対策協議会を開催、工業従業員住宅対策企画委員会の設置などをすすめてはきたが、さきの商工会議所建議に示された大企業の姿勢、戦時下に強まる物資統制には、もはや手のうちようもなかった。

政府もまた、一九三九年から「労働者住宅供給三カ年計画」にふみきった。臨時県会の提案も政府計画に基づき、六百四十八万円の子算で二千余戸の労働者住宅を横浜、川崎、横須賀、相模原に建設しようというものであった。だが、事業は同潤会

第3表 京浜地域の対全国比変化

(生産額：百万円)

年次	全 国	東 京	神奈川	東京・神奈川の 全国比	%
1925年	6,184	823	282		17.9
30	6,728	818	294		16.6
35	10,902	1,527	703		20.4
40	27,153	4,966	2,267		25.9

『京浜工業地帯』から

に委託、附属環境施設の計画皆無という内容では、前途に不安を残すことは明らかだった(山田操『京浜都市問題史』)。

工業地帯の生態

こうした労働者増加の背景には京浜工業地帯の拡大があった。神奈川県『京浜工業地帯の実態』(昭和二十八年版)の百七十七工場調査結果によれば、第三期(一九二一―三四年)に三十三工場、第四期(一九三五―四一)に七十七工場、それも特に金属工業、機械器具、化学工業を主とする工場群が新設された。一九四〇(昭和十五年)になると食料品工業、紡織工業は激減して、金属・機械工業、化学工業の飛躍的發展が顕著になる。金属・機械工業両者で従業員数七一・五割、生産額六一・九割、それに化学工業を加えると三者で従業員七九・三割、生産額八一・九割ときわめて大きな比重をもっていた。また地域的集積状況でも横浜・川崎市で工場数の五九・七割、従業者の八三・一割を記録している。さら

にこの時期には神奈川県工業は直接的兵器生産部門で一三・六割と僅少ではあるが、軍需に転用可能な船舶、自動車、通信機器、金属精錬、材料、重電気機器などの生産財生産部門が圧倒的な割合を占めていた。こうして、京浜工業地帯は一九四〇年を境に、日用消費財生産を中核とする阪神工業地帯を、生産額においても、従業員数においても抜きさり、名実ともに戦争を遂行する日本最大の工業地帯の拠点になったのである(山田操『現代日本の地域社会』)。しかし、その優位も下請工場群あってこそのものであった。

京浜工業地帯は、昭和十年代に大きな変化を見せた。特に地域的にいうならば、東京城南区、内陸地域への工場発展が著しい。

京浜工業地帯は、戦争と共に、成長をとげた(第三表)。しかも、東京各区の機械工業の増加をみると、一九三〇年から三七年の間に、蒲田、品川、芝、大森の地域、いわゆる新市域での増加

第4表 横浜・川崎における設立年次別工場数

年次	横浜臨海	横浜山手	川崎臨海	川崎内陸
明治年間	3	0	3	2
1912~20	8	0	4	0
1921~34	16	3	11	5
1935~41	27	5	16	29
1942~45	6	2	7	4

『京浜工業地帯の実態』から

が他の区に比べて著しい。しかも、これらの増加工場の三〇割近くは旧市域からの移動工場である。こうした城南地域の発展は、旧集中地域の工場敷地の狭隘化、市街地化の進行、生産規模の拡大などによって、本工場はもろろん、これにともなう中小下請工場群を引きつれたの外延部への拡大によって作り出されたのである。また、川崎・横浜においても、山手地域、つまり内陸への工場進出が昭和十年以後、はっきりあらわれていた(第四表)。こうした内陸地域の形成のなかで注目すべきことは、城南、芝浦などこの地域形成以前の工業地から移動してきた工場が数多く存在していたことである(隅谷三喜男編『京浜工業地帯』)。

このころ、全国的には戦時統制の進行による中小零細企業の転廃業が大問題となった。けれども、京浜工業地帯では、進出してきた工場群に数倍する下請工場群を創生することが求められた。一九三八年十一月十二日、県経済部は、「支那事変ノ進展ニ伴ヒ物資ノ需給調整其ノ他ノ経済統制ノ強化ノ影響ニ依リ生ズベキ中小商工業者ノ失業ノ防止及救済ニ付事業ヲ成ルベク現状ニ於テ維持スルコトヲ主眼」として、転換資金融通対策について通牒したが(資料編16近代・現代(6)四六)、三九年十一月の通常県会の論戦では、転業よりも物資不足が論ぜられたのも現状の反映の一つであった。

国防献金

一九三八(昭和十三年)年六月二十八日付『横浜貿易新報』は、横浜伊勢佐木署扱いの国防献金の状況を「熱し易く冷易き国民性のバロメーター」として報じた。その額は、三七年七月に三千二百七十六円五十四銭、八月には千八百三十六円三十六銭、九月に五百八十一円九十六銭、十一月にはわずかに八円三十五銭、三八年二月に七十一円六十二銭、三月に二円六十銭、四月に八円三銭というありさまであった。国防献金熱が急激に低下したのは、経済統制が強まり、物

第3章 太平洋戦争下の県民と県政

第5表 横浜・日用品小売物価表 (単位円)

品名	単位	1936年	37年	38年	39年	38/36 (%)
白米	3等 1kg	.236	.252	.267	.280	113.1
豆腐	1丁(2個)	.050	.050	.050	.050	100.0
大豆	地物中等 100匁	.018	.017	.035	.024	194.4
大葱	〃 100匁	.008	.019	.037	.033	462.5
沢庵	庵 中 100匁	.052	.071	.083	.071	159.6
梅干	1等品 100匁	.120	.185	.273	.277	227.5
塩鮭	北海道産 100匁	.170	.166	.218	.279	128.2
醤油	今印 1升	.578	.618	.636	.636	110.0
味噌	赤 100匁	.080	.083	.087	.088	108.8
食塩	3等 50斤	1.852	1.743	1.990	2.010	107.5
精糖	三盆白 1斤	.234	.252	.261	.270	111.5
清酒	中等 1升	1.850	1.864	2.146	2.301	116.0
緑茶	川柳 1斤	.617	.714	.733	.817	125.3
煙草	朝日 1箱	.153	.170	.179	.183	117.0
晒綿	木 常盤 3等 1反	.502	.602	1.045	—	208.2
銘仙	模様銘仙 1反	4.508	5.770	5.478	7.531	121.5
綿糸	白四子 100匁	.800	1.032	1.506	1.455	188.3
下駄	男物 1足	.704	.814	1.004	1.133	142.6
靴	大人用ボックス短 1足	7.568	8.592	14.847	15.503	196.2
足袋	白キヤリコ 9半 1足	650	.702	.586	.355	90.2
靴	下 綿 1足	.194	.254	.299	.466	154.1
木炭	黒雜丸 5貫	1.576	1.793	2.068	2.142	131.2
薪	雜木 1束	.081	.090	.096	.102	118.5
電灯	2キロワット時迄 1キロワット	.160	.160	.160	.160	100.0
塵紙	マニラ1束(100枚)	.096	.111	.134	.153	139.6
化粧石	花王 1個	.090	.093	.097	.099	107.8
磷寸	ツバメ印 1包 (10個入)	.060	.071	.112	.120	186.7
バケツ	亜鉛鍍板桶形大 1個	.242	.377	.489	.616	202.1

「横浜日用品小売物価表」から

資不足とインフレが、国民生活を直撃していたからである。横浜商工会議所調べ「横浜日用品小売物価表」から、主要物資の小売価格の変動をみると第五表のようになっている。価格に変動のないのは、零細企業の製品である豆腐と、公共事業の電灯料のみで、価格の下がったのは足袋だけであるが、靴、靴下の高騰に見られるように、

公 味噌小賣公定價格

今般商省告示第四九號を以て味噌小賣公定價格指定相成條に付、來る九月一日より左の通り實行仕り候也

<h2>一、米味噌</h2> <p>正味 重多付</p> <p>上等品 全 金 一圓 並等品 全 金 八十錢</p>	<h2>一、麥味噌</h2> <p>上等品 全 金 九十錢 並等品 全 金 八十錢</p>	<h2>一、豆味噌</h2> <p>上等品 全 金 八十錢 並等品 全 金 七十錢</p>
--	---	---

昭和十五年九月一日

◎御買求ノ節ハ容器御持參下サイ◎

全國味噌工業組合聯合會
横濱味噌工業組合

味噌小売の公定價格表

金子昭一郎氏所藏 相模原市立図書館古文書室藏

生活の近代化の反映ともいえる。一般に一次産品よりも、二次産品、わけても綿製品、鉄製品の値上がりは特徴的である。しかも、県内には、経済統制のもとで、転失業に追いやられる多数の中小零細業者と従業者がいた。横浜商工会議所所蔵の「物資動員ニ因ル各府県失業状況（昭和十三年七月二十六日）」（資料編13 近代・現代(3)三五）によれば、軍物資の優先充足、輸出振興を目標とする、今日の物資動員強化により「原料難、内需向製造販売禁止ノ為俄カニ事業ヲ休、廃止スルノ已ムナキニ至ルモノ統出シ特ニ中小規模経営ノモノニ在リテハ忽チ脆弱性ヲ示シ軍需産業乃至代用品産業ヘノ転換余力モ無ク」失業、または失業寸前に追いこまれていた。県下では、輸出絹、人絹織物染色整理工場、メリヤス工業、輸出関係（マフラー、シャツ、ハンケチ等）、再生ゴム、鉄工業、綿製品製造・販売、製綿業など、計六万八千八百四十九名が失業におののいていた。

悪化する労働条 就業労働者も、すでに一九三九（昭和十四）年四月と産業報国会 月から総動員法第六条に基づく「賃金統制令」の規制をうけていた。三十九年十月からは、同年九月十八日の賃金水準に固定する賃金臨時措置令（九・一八禁令）も発動していた。「失業」の

おそれのほか、「賃金ストップ」も国策として指示されていた。さらに、労働時間も、三九年三月五日から施行の「工場就業時間制限令」により、「十二時間以内」とされた。この間、一九三八年二月五日、総同盟県連は、大会に代わる事務会議を開催し、三月五日の横浜市議選対策と共に、「銃後三大運動」の強化を決定、五月、六月と京浜で時局問題講座を開き、七月七日に県連、各支部ごとに「戦時生活確立委員会」を結成して、運動を展開することとなり、九月十日、第一回委員会総会を開くまでになった。総同盟傘下各支部は、日の丸弁当や酒・タバコの節約で愛国貯金をすすめる、あるいは「毎月一日、十五日には社内のお稲荷様に参拝、戦勝を祈願する」支部まであらわれた。政府は労働者のすべての自主的な組織を「国策」の名のもとに解体させようとしていた。五月の全国警察部長会議、六月の特高課長会議、労働争議調停主任官会議などを経て、七月三十日、産業報国連盟が結成され、八月二十四日には、厚生・内務両次官名で、地方長官あてに産業報国会設置を強力にすすめることが指示された。県下では十月十三日、総同盟傘下の東京製鋼に産業報国委員会が組織され、十一月三日、富士紡川崎に報国会支部の結成などをはじめ、続々と産業報国会の組織化がすすめられ、一九三九年四月までには、百四十二産業報国会、十一万二千二百二十七名が組織された。

一九三九年一月四日、近衛内閣から平沼内閣にかわると、この政府危機を前に、社会大衆党は東方会との合同を計画するなど、軍部との連携を一步進めていた。総同盟もまた、二月十一日の紀元節祝賀を全組織に指令し、七月には、総同盟（三六年一月成立の全総）は、旧総同盟系と旧全労系が、産業報国会参加推進をめぐる、反対の関東（総同盟）、推進の関西（全労）に、再び分裂するに至った。さらに、県下の合法左翼の伝統をひく横浜市電懇話会（八月十日）、横浜市バス親交会（九月二十八日）などが解散し、社会大衆党が三九年五月二十九日、労働国策を策定して、産業報国会を全面支持したこともつた。産業報国会は労働者組織の主流となっていた。

第三節 翼賛政治の状況

一 戦時下の政治統制

一九四〇年 日中戦争開始時の知事は、半井清であった。その後、知事は一九三八（昭和十三年）十二月には大村清一に、
の 県 議 選 一九三九年九月には飯沼一省に、一九四〇年四月に松村光磨とかわった。半井知事の在任期間は二年九か月

で、大村知事は九か月であり、飯沼知事は七か月、松村知事も一年九か月と、いずれも在任期間は半井知事を下まわる。

松村知事が就任して二か月後の一九四〇年六月十日に、県会議員総選挙が施行された。一九三八年三月の横浜市会議員選挙では、社会大衆党は田上松衛、麻生喜市、松尾常一の三新人と、森栄一、石河京市、平山伊三雄、門司亮の前議員をそろって当選させていた。それだけに、県議選の結果は注目されたが、四十七の定数中、石河京市（横浜）と、土井直作（川崎）が再選されたのみで、一九三六年六月選挙に、一、二位で五名も当選させた無産政党派の衰退がめだっていた。

このころ、すでに一九四〇年二月二日の衆議院本会議において、斉藤隆夫（民政党）議員が、日中戦争処理や東亜新秩序建設問題について、鋭く政府を追及したことが問題となった。そのため挙国一致・聖戦邁進に害ありとする陸軍、それに同調する政党などによって、三月七日、斉藤はついに衆議院から除名されるという事件がおこったのである。社会大衆党では党議でこの除名に賛成を決定したものの、党首安部磯雄はじめ九人の代議士が欠席し除名反対の態度をとったため、反対者らも党から除名されてしまった。県下選出の片山哲・岡崎憲両代議士も社会大衆党を除名され、勤労国民党の結成を計画したが、五月

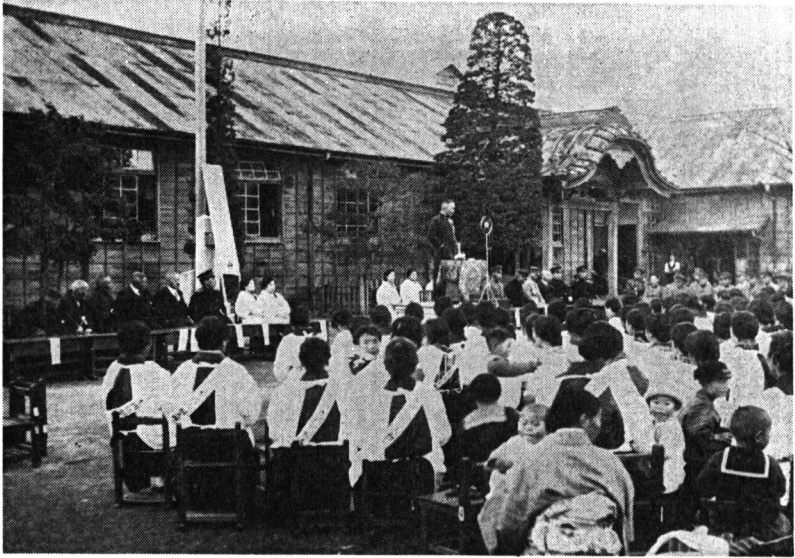
七日、結社禁止を命ぜられた。こうした動搖のなかでの県議選で、社会大衆党の石河、中立の土井が当選したとはいえ、石河二千七百十票（前回五千五百二十三票）、土井四千四百九十八票（前回四千九百七十二票）というみじめな得票に追いやられていた。これは議会政治、地方自治が極端におびやかされているなかでの県議改選であったが、しかもこれらの当選議員は一九四三年六月、一九四四年三月、一九四五年三月、一九四六年八月・九月とあいつぐ戦時・戦後の特例法によって任期が延長され、実に一九四七年四月三十日まで、六年十か月も議員として在職するに至った。

部落会・町内会の創設

「日米戦えば」のスローガンが国民統合に利用された。しかし、直接、戦争の危機感をあおるものとして、「空襲」は好個の材料でありながら、「神州不敗」の原則といれられず、必ずしも表面にとりあげられたわけではなかった（海野十三「敵機大襲来」『キング』昭和十三年六月号所収は、「帝都上空には、敵機は一機も入れない」と主張する軍によって、妄想とはいえ、激怒をかった（松浦総三「戦時下の報道統制」『日本の空襲』十）。

一九三九（昭和十四）年四月一日、警防団令が施行され、各市町村には警防団がつくられることとなった。しかし、市町村の対応はにぶく、川崎市では一九四一年一月の閣議決定をうけて、八月十六日、はじめて防空関係業務を従来の社会教育課から新設の防衛課に移して総括するありさまで、一九四〇年七月、神奈川県刊『家庭防空消防指導要領』によれば、「家庭防空群ハ原則トシテ他群ニ応援セザルコト」「家庭防空群長ハ警防団又ハ官設消防機関来着シ消防作業ヲ開始シタルトキハ直ニ消防作業ヲ之ニ委ネ其ノ要求ニ依リ之ニ援助スルコト」を規定、国民が自らの生命と財産を守るために団結し、連帯し、自主的に活動する機会をもつことを極度にさけていた（斎藤秀夫「空襲と民衆」『歴史評論』第二六八号）。

神奈川県警察部をはじめ、東京、京都、大阪、愛知、兵庫、広島、福岡の八府県警察部には、防空法施行にともない、一九三七年十月から防空課が新設された。一九三八年の暮から、警防団の設置が準備されたが、ここでも「防空業務の遂行機関と



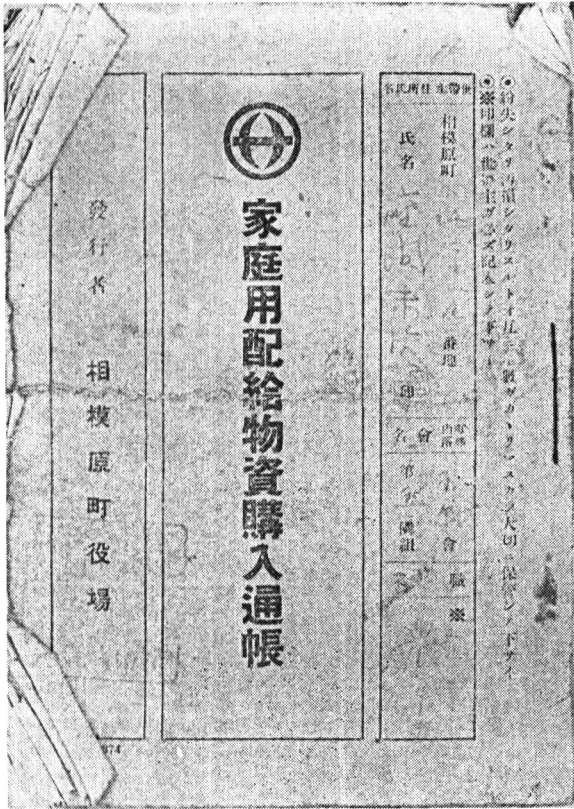
川崎市登戸小学校でひらかれた国防婦人会の発会式

井出泰重氏蔵

して成立された防護団と各種災害にたいする警防機関として存在した消防組とは、その組織および命令系統を異にしていた。しかし構成員は、同一人が双方に加入している場合もあり、その不合理の点が指摘されていた」。しかし「古い伝統をもつ消防組と自衛防空の第一線に立って実績を示している防護団を改組統合し、新団体を結成することは、なかなかの難事」であった。けれども一九三九年一月の勅令、および内務省令により、四月一日までに県下百七十三警防団、七万六千九百十一名の組織化が終わり、横浜開港記念会館で県連合会結成式にまでこぎつけた。さらに、六月一日、防空課は警防課に改組され、この課が消防を含めて統轄することとなった（『神奈川県警察史』中巻）。

それでもなお、国民統合には不安があった。一九四〇年九月十一日付の内務省「部落会町内会等整備ニ関スル訓令」は、町内会・部落会・隣組を、総動員法に基づく国民の道德的錬成と精神的団結、国策の透徹と円滑な運用、統制経済の運用の三点を目的に組織することを指示した。

神奈川県も、一九四〇年十月八日、訓令第三十四号をもって、



家庭用配給物資購入通帳

座間功氏所蔵
相模原市立図書館古文書室蔵

「部落会町内会等整備規定」を発した。各市町村とも、この訓令に基づき「設置規定」や「施行細則」を制定したが、要は、会長・副会長は市町村長が選任し、規約の制定、変更は市町村長の承認が必要であり、全戸の加入と十戸内外を単位とする隣組の設置、常会の開催と回覧板による周知義務が強制された(資料編 16 近代・現代(6)③)。この段階での隣組・町内会は、なお緊迫感はなかった。横浜市鶴見区生麦方面では、組長選挙に主婦たちが戸別訪問して投票勧誘をしたり(『横浜貿易新報』昭和十五年十一月二十二日付)、県訓令をタテにとつての町内会分離運動などもあったりした(『朝日新聞』昭和十六年三月九日付)。

統制と増税

一九三九(昭和十四)年九月三日、第二次世界大戦がはじ

まると、直接的な物資統制が強まった。町内会および隣組の設置の目的が「国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト」(『神奈川県公報』第一四五一号、昭和十五年十月八日)におかれたのも、そのためであった。こうして、一九四〇年には、生活物資の各分野に割当配給制がひろがった。この年の二月地下足袋、五月学童布靴、六月マッチ・砂糖、八月豆炭・煉炭・学童服・作業衣、十月

木炭、十一月乳製品とつづき、一九四一年になると、ほとんどの生活用品は登録・通帳・切符制のいずれかによらなければ手に入らなくなった。

一九三九年九月十八日の水準に物価と賃金とをくぎづけにする九・一八禁令も出されたが、公定価格制度では日用品は手に入らず、いわゆるヤミが横行するようになった。覚えきれないほどの統制法令も発令され、「経済警察」が目を光らせ、検挙をすすめた。

県警察部『事務引継演述書』にみられる「統制諸法令等違反検挙状況調」によれば（おそらく一九三九年中の数字と思われる）、暴利取締令違反一万六千五百八十二件一万四千一名、各種物価取締規則違反九千六百七十三件六千九百二十三名をはじめ、三万五千五百五十四件一万七千四百三十四名が検挙され、うち五百二件 千三十四名が送致されている。「昭和十四年中ニ於ケル各署別統制諸法令違反事件送致一覽表」によれば二百六十六件 五百十四名を送致した。また、「昭和十五年一月二月三月中ニ於ケル統制諸法令違反事件送致一覽表」によれば、百三十四件四百四十一名に達していた（資料編 13 近代・現(3)三〇(一)〜(三)、ただし資料ごとに、該当法令の精粗があるので、数値はそのまま比較できない）。その上に強制貯蓄と増税の完納が、町内会・部落会や隣組を通じて民衆をとらえていった。満州事変から九年、日中戦争から三年、国民生活は「紀元二千六百年」と共にいちだんと窮迫していった。

二 食糧統制の強化

節米と増産

日本の食糧事情は、戦時下にはいよいよ苦しいものとなった。消費都市では、「代用食」や「節米」が強調された。一九四〇（昭和十五年）年四月には、「白米節食と外米多食の徹底」のため、県事変課が横浜市内の小学生

千数百名の弁当を抜き討ち調査して「三十余名の白米弁当」を摘発した。「この調査を受けた学校父兄側は神聖な小学児童にまで摘発の手を延ばした県当局の態度に対し非難の叫びを挙げ」（『横浜貿易新報』昭和十五年四月二十四日付）、「節米」のため、デパートの食堂で寿司類、カレーライス、オムライスなどが売れ、「最近どの客も食べ残りを出さずキレイに平げなければ承知しない。これは料理の量が減ったばかりではなく、節米？の趣旨がかなり徹底したためだろう」（『読売新聞』昭和十五年五月三十日付）と報じられていた。そのために、たまりかねた県は、まず県庁食堂に「米なしデー」を実施し、七月十六日の籾（むぎ）入には横浜市内の各デパート食堂、西洋・中国料理店に「米なしデー」の実施を求め、デパートの食堂では親子うどん、おさしみうどん、うなぎうどんやてんぷら、すいとん、すいとんランチなどが登場した（『朝日新聞』昭和十五年七月十七日付）。

しかし、状況は急速に悪化し、一九四一年四月一日から、ついに六大都市に米穀割当通帳制・外食券制が実施された。十一歳から六十歳までの男子一人に一日三百三十グラム（二合三勺）が割り当てられた。

もともと、神奈川県下の米穀生産高は、県内の需要には到底達しなかった。一九四一年六月十日から十四日にかけて開催された、大政翼賛会県支部第一回協力会議における県支部の指示事項の第一は、「戦時食糧増産並節米運動実施方策ニ関スル件」であった。支部参与でもある県振興課長の説明によれば、食糧農作物について県の目標を決定し、町村に割り当て、確保を期するために、第一に技術、第二に土地、第三に労力、第四に肥料の各方面にわたって対策がたてられた。

技術については、耕種の改善や施肥基準の設定、土地については空闲地荒蕪地の活用、開墾並びに耕地改良や桑園の整理があげられた。しかし、最大の難関は「労力の増強」であった。その中心は女子や学生生徒児童の農業動員の「三十日だけは学業を廃して其の労力を勤労の方面に振向けるといふもの」であった。そのために共同託児所や共同炊事の奨励により、「自給自足の計画を徹底」した。肥料についても電力事情から金肥の増産は期待することができないので、木灰の収集、さらに「都市

第6表 県下耕地面積

単位町

年次	総 数	田	畑	田(割合)
1930年	69,855.3	22,023.2	47,832.1	32%
35	69,168.5	21,284.4	47,884.1	31
40	65,799.8	19,734.5	46,065.3	30
42	60,934.4	18,708.1	42,226.3	31
43	50,445.0	16,485.3	33,959.7	33

『神奈川県農地改革史』から作成

第7表 県下農家戸数

()内は%

年次	総 数	専 業 農 家	第二種兼業農家
1930年	78,733	53,334(68.0)	—
35	77,631	52,849(68.0)	11,528(15.0)
40	72,244	40,039(55.0)	17,476(24.0)
42	73,858	26,024(35.0)	22,425(30.0)
45	76,385	21,711(28.0)	25,596(34.0)

『神奈川県農地改革史』から作成

家庭婦人の職域奉公」による厨芥雑芥ちゅうかいざつかいの収集による豚の飼育と堆肥の生産をめざすという方策などが県民すべてを対象にたてられた。

この「指示」は、節米についても、「米を有難く思ふ」こととともに、「其の実施の方法と致しましては代用食混食の励行或は間食の廃止、完全咀嚼の励行、雑炊粥食の励行、共同炊事栄養食の普及」を常会、学校、婦人団体の活動等で徹底させるといったものであった。

減少する 自作農民

一九四一(昭和十六)年三月六日、足柄下郡仙石原村で常会が開かれた。伝達事項七項目のうち、そのなかに二月一日公布の臨時農地等管理令、臨時農地価格統制令があり、協議懇談事項の一つに、「各部落ニ就テ開墾若シクハ空闲地ヲ利用シ

馬鈴薯(種子用二千五百貫)ヲ増産スルコト」があがっていた(資料編12近代・現代(2)五(三))。この当時、食糧増産は至上命令であったから、政府の農民対策にも、耕作農民重視の姿勢があらわれていた。一九三八年の農地調整法で小作保護、自作農創設がうち出されたが、それは一九三九年十二月六日公布の小作料統制令、それにさきあげた臨時農地価格統制令、臨時農地等管理令等々は、一九四〇年十月二十四日の米穀管理規則による供出制度、一九四一年産米からの米価二重価格制実施等によって裏付けられていった。けれども、広大な軍事基地と京浜工業地帯をかかえる神奈川県では、経営面積からいっても、一から

第3章 太平洋戦争下の県民と県政

第8表 経営耕地広狭別農家数

()内は%

年次	総数	5反未満	5反~1町	1~2町	2~3町	3~5町	5町以上
1930年	78,733	28,214 (36.0)	25,634 (32.0)	19,350 (25.0)	4,550 (6.0)	916 (1.0)	69 (0.0)
35	77,717	26,223 (34.0)	27,035 (33.0)	20,723 (27.0)	3,978 (5.0)	681 (0.0)	77 (0.0)
39	—	— (33.5)	— (31.3)	— (30.0)	— (4.3)	— (0.7)	— (0.2)
41	70,124	23,378 (33.0)	20,748 (30.0)	22,318 (32.0)	3,336 (5.0)	356 (0.0)	28 (0.0)

数字は原資料のとおり

『神奈川県農地改革史』から作成

第9表 米穀の生産量および供出量

年次	生産量	供出量	供出比率
1941年	399,713石	78,819石	14.7%
42	547,798	182,674	33.3
43	544,159	230,379	42.3
44	457,490	205,947	45.0
45	339,439	143,428	42.3

『神奈川県産業構造の基本問題』から

二町耕作の中堅農家の増加は見られるが、耕地面積、農家戸数とも減少する傾向にあり、なかでも専業農家の減少は著しかった。このために、開墾・休耕地利用が大々的に奨励されたにもかかわらず、耕地面積が減少した理由は、「戦時中の労力不足による耕作放棄、或は軍用地、工場敷地等による潰廃も大きい」「ことに昭和二十年における潰廃のうち、人為的変換は九百七十五町四反にて潰廃総面積の九八割を占めているが、その中で飛行場用地、運動場及び鍛・訓練場のみにて六百二十八町(六四割)を占めていることがわかる」(『神奈川県農地改革史』)といわれていた。こうした事情のもとで、県人口は、一九四〇年から四五年まで、

二百万から二百五十万の間にあったから、必要とされる米穀は最低二百万石と考えられていた。強権による供出によっても、県内産米ではその十分の一をやっと補給できたにすぎなかったようである(『神奈川県産業構造の基本問題』一九五七年三月)。

「満州」移民

食糧増産を叫びながら、軍用地・工業用地のために農地が破壊されていくなかで、「満州」移民が奨励された。「満州」への移民は、満州事変直後から、関東軍が計画したもので、一九三六(昭和十一年)、広田内閣の時代に「満州」の推定人口五千万人の一割を日本人で占めようとする「百万戸移出計画」がつくられ、最終的には二二三万

名が移民した。しかし、日中戦争の開始で、青壮年の移民は困難となり、一九三八年一月以来、満蒙開拓青少年義勇軍十万の派遣がとりざたされた。こうしたなかで、一九三八年十一月二十二日開催の通常県会で、百万戸移出計画により、「本県ニモソレノ割当ガ参ツテ、義勇青年七、八拾名、農業移民百五、六拾人」を移民させることとなったが、「如何ニモ振ハナイ」という実情であった（『神奈川県会史』第六巻）。また、県経済部長として「農山漁村経済更正計画」の実施に力を注いでいた大津敏男が「満州」に赴任して、更正村に渡り「満」を呼びかけたともいう（山本十九三『腰の手拭と二十年』）。

一九四一年三月、県經濟部策定の「農山漁村経済更正整備計画樹立要綱」には「満洲開拓民ノ送出計画」について、「町村内ニ於ケル資源ト包容戸数トヲ考慮シ満洲開拓民ノ送出ヲ適当トスルカ又ハ其可能性アル農村ニ於テハ分村計画又ハ二三男ニ対スル青少年移民ノ送出計画ヲ立テルコト」を方針とした（資料編12近代・現代②巻）。

こうした方針のもとに、敗戦までに「満州」へ渡った県出身の農民は、神奈川県単独送出開拓団として「小牡丹神奈川開拓団」をはじめとして六つが確認されており、人数にすると九百九十五名となっている。この他に他県出身者と共同してつくられた混成開拓団としておよそ四百三名ほどが加わっている。また神奈川県から「満洲開拓青年義勇隊」に加わった人数は四百十名とされている（数字は外務省引揚課神奈川県庁文書から集計）。これらの人びとは、県内各市町村から参加しており、青根・青野原村のようにまとまって開拓団に加わった例もある。たとえば津久井郡青根村からは、一九四一年の先遣隊派遣から一九四四年の第五次本隊派遣まで牡丹江省穆稜県下城子村仁里屯に、三十六戸百五十六名を送り、青根分村を建設した。村としての形もできないうちに敗戦を迎えた同分村は、生存者五十三、消息不明十五、死亡八十八（死亡率五六〇）という、痛ましい犠牲者を出した（津久井高校社会部『青根「満州」開拓団』）。

また、青野原開拓団は数次にわたり四十一戸、百五十三人が渡り「満」した。このうち五十五名が死亡し、その大多数が栄養

失調であったといわれる（津久井高校社会部『青野原「満州」開拓団』）。このころ、厚木に拓務訓練所が設けられ、横浜市の日本婦人海外協会花嫁学校が東京都経済局の大陸開拓移民花嫁学校にかわっていった（中里農協『中里郷土史』）。

三 軍都の建設と拡張

軍都建設事業
一九四〇（昭和十五）年一月十六日、阿部内閣にかわって米内内閣が成立した。四月九日、地方長官の異動にあたって、内務省計画局長の松村光磨が神奈川県知事に赴任してきた。松村は都市防空強化のために新設

（一九三七年十月一日）された計画局の初代局長で、防空緑地の設置、警防団の設立、上水道の広域化などの立案にあたっていた。松村は知事赴任直前の三月、東京市政調査会の『都市問題』（三〇巻三号）に、論文「地方計画とその法制」を発表している。

これは、ドイツ、アメリカ、イギリスにおける地方計画、国土計画の概要を紹介したうえで、「特に『総合計画』は地方計画及国土計画を特徴づける本質である」と規定し、国民体位の低下、出生率の減少の危険性、防空条件の低下、各種産業の合理的発展の阻害等のもとで「大都市の弊害は無統制にして乱雑な集塊的集中」を示し、都市の行政区画に局限する統制策が不十分であるから、「一定の統制あり適切なる計画」のもとに「大都市及附近関係地域を包含する、実態的地域に付て企画」する必要性を主張していた。

その松村は「四十七歳とは見えぬ若さでイガ栗頭の国策型」で「明朗軽快」な知事という新聞評をうけていた。松村は県内をはじめ巡視するにあたり、相模川河水統制事業と相模原新軍都建設状況をまず視察した。

第10表 歳入歳出決算額指数

年次	歳入	歳出
1927年	100	100
30	53	65
35	71	68
37	106	99
38	125	123
39	126	123
40	161	172
41	205	213

『神奈川県会史』第6巻から

原・横浜間の道路建設などの大土木事業がとりくまれました。この結果、県財政は第十表にみるように爆発的に増加し、県民負担は増大していった（『松村光磨先生業績録』）。

一九四一年四月二十九日、高座郡座間町ほかの合併で、相模原町が誕生した。座間町はすでに一九三七年十二月から独立して町村をしいていたもので、当初は合併に賛成でなかったし、大和村なども村内が二分し、村長・助役・収入役・村議が辞職する騒ぎまでひきおこし、ついに合併に加わらなかった。面積百八・七一平方キロメートル、人口四万五千四百八十二人、町としては日本最大の相模原町は、いわば陸軍の必要からつくられたものであった。そして、一九三六年六月にはすでに陸軍士官学校の用地買収がはじまり、一九三七年九月には第一期工事の大部分が完了し生徒が移ってきた。一九三八年三月に落成し、当初五百名ほどの生徒は、戦局の進展とともに、千名をこすようになった。

一九三八年三月一日、臨時東京第三陸軍病院も開所した。収容患者六千名、職員二千二、三百名という大規模なものである。つづいて八月十三日には陸軍造兵廠相模兵器製造所の開所式（一九四〇年六月一日、相模陸軍造兵廠に昇格）が挙行され、一万

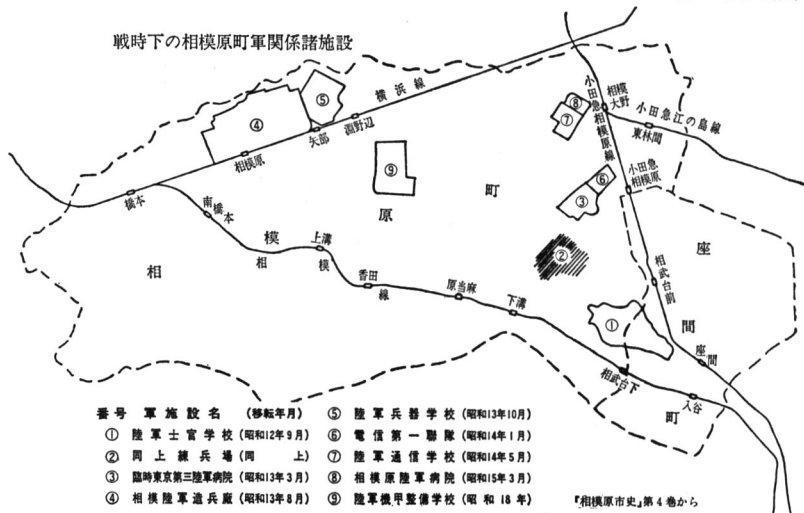
松村の神奈川県知事任命は、いわば「軍事拠点」の大改造のための布石でもあったといえよう。おりから、県政には、つぎつぎと重大な案件がづづいてきた。三月の税制改革実施、六月の県会議員選挙、八月、臨時県会における相模川河水統制事業の第二段階発足、翌一九四一年四月に終止符をうった東京港開港問題等々がそれである。そのほか、一年九か月の在任中に、川崎工業団地の造成と鶴見川改修、相模原軍都建設、相模川河水統制事業など、いわゆる県下三大事業と呼ばれた建設事業、あるいは、横浜港の改修や、川崎市生田、横浜市鶴見区三ツ池周辺、同保土ヶ谷区桜ヶ丘周辺の緑地計画、相模

名余の従業員が戦車の組立てや砲弾の弾体製作にあたっていた。そして、十月一日には、陸軍工科学校（一九四〇年八月一日、陸軍兵器学校と改称）も移転し、翌一九三九年一月には、電信第一連隊、五月には通信学校が移ってきた。また、一九四〇年三月、原町田陸軍病院（のちの相模原陸軍病院）も開院、相模原は軍都として面目を一新、下請工場なども移転してくるものがあるが、横浜線相模原駅が新設されるほどであった。

県は一九三九年度に入って、相模原地域の軍都建設事業実施にふみきる方針を固めた。六月二十六日、大村清一知事の招請で「相模原開発計画ニ関スル協議会」が県庁第一会議室で開かれた。県、地元、軍代表ら四十二名が参加したが、相模兵器製造所長渡辺中佐は「急を要するこの大事業は、個人の利益をかれこれ論議しては達成できない」「いかなる犠牲を払っても軍と共に行動し、利害を超越してご奉公の一端をつくしていただきたい。無理をおしきるところにご奉公の意味があるのではないか」と発言した。

相模原都市建設区画整理事業案は、この年の九月八日の臨時県会に県営工業従業員住宅事業案と共に提出された。五百三十五万三千坪（千七百六十九万六千方寸）の事業区域を、一九四五年までの七か年継続、総計五百七十五万円の費用で区画整理しようという大事業であった。この事業が軍の要望から出発しているということで、県会の反発もあり、十一月二十二日召集の通常県会では、川崎市選出の陶山篤太郎議員が「原則的ニ本員ハ大賛成」ではあるが、大師地区の区画整理事業の遅れとくらべ、「軍都偏在デアル、本県下全体ノ実情ニ対シテ不適切デアル」「此ノ熱意ハ病的ト謂ハザルヲ得ナイ」とまできめつけた一場面もあった。

また、陶山は、県当局の態度に一貫したものが無い原因は、「県ノ主脳部がチヨイチヨイ更ッテシマフコトニアルノカモ知レナイ」と、この四年間に知事は三代、部長級も二代、三代の変更を見たと指摘した。すでに、九月、知事は大村から飯沼に代



わっており、十一月三日の相模原建設計画が内閣の認可を得て、内務大臣の施行命令が神奈川県にたいし公示された（一九四〇年二月二十六日）直後に、松村光磨が知事となってきた。この事業は、一九四〇年十二月二十三日に起工式が盛大に行われたが、一年後に太平洋戦争の開始となり、事業は大幅に遅れた。しかし、幹線・補助線街路の土木工事は完了、家屋の移転、換地処分等も進んだ。また上水道工事も三月から着工、一九四五年三月やっと完工した。

こうして、県費を大規模に投入した軍都建設事業の進行につれ、相模原町発足の気運は「県並二軍当局ノ幹旋」により急速に高められた（『相模原市史』第4巻）。

軍事色を増す港

相模原軍都建設に象徴的なように、県下の面目は一新しつつあった。一九三九（昭和十四）年十一月三日に鎌倉市、一九四〇年十月一日に藤沢市、同年十二月二十日には小田原市が誕生するなど、市部の拡張がつついている。

戦争を背景とする状況の変化は余りにも急速であり、その典型的な事例の一つが、東京開港問題であった。この間、一九三八年十二月六日、県会は満場一致、東京開港反対の建議書を採択した。反対の理由は、「京浜運河ノ完成ハ東京港ヲ必要トセズ、港湾統制ノ国策上不可ナリ、二重投資ニシテ国家的不経済

ナリ、帝都ノ防犯及防疫上不可ナリ、横浜港ヲ中心トスル経済機構ヲ危殆ナラシム」というものであった。当時の知事は半井清である（『神奈川県会史』第六巻）。以後、一九三九年第一回臨時県会・通常県会でも反対の声をあげ、同一歩調をとることを知事に迫っていった。しかし、東京開港は明治後期以来の懸案であり、関東大震災後はその必要がとくに叫ばれていた。戦時体制の上からも東京の港湾機能の強化が求められており、一九四〇年十一月十八日、内務省の土木会議では、東京開港の前提である「東京港修築に関する件」が可決された。十二月八日、開港記念会館で東京開港反対市民大会が開かれ、「東京開港ハ横浜百万市民ヲ餓死セシムルノ暴挙ナリ、然ルニ政府ハ之ヲ無視シ東京開港ヲ断行セムトス、我等百万市民ハ生活権擁護ノ為斷然死力ヲ尽シ断乎之ガ撃滅ヲ期ス」という決議がなされ、東京開港反対市民同盟が結成された（横浜商工会議所『横浜経済物語』）。翌九日、横浜商工会議所は政府、大政翼賛会あてに開港中止を陳情した。「帝都の関門」であること、「東京を離れて横浜港独自の存在」なく、もし、東京が開港すれば「横浜に於ける大規模なる海陸の設備は漸次利用を減じ能率を低下し港勢之に伴ふて衰微し市民窮迫の境地に迫込まれる」というのである（資料編 18 近代・現代(8)巻）。

けれども、十二月県会での松村知事の議員質問に対する答弁は、土木会議出席後のことでもあり、「軍其ノ他ノ関係デ、東京港ノ改善ヲ図ラナケレバナラヌ」「政府ノ経営セラルル国ノ港デアリマス、其ノ施設ハ政府ニ於テ実行セラレルノデアリマス、又港湾政策貿易政策等モ其ノ根本的ナモノハ政府ニ於テ決定セラレルノデアリマス」と、すでに承認の方向に動いていた（『神奈川県会史』第六巻）。

一九四一年二月、半井清元知事が横浜市長に迎えられると、有吉横浜商工会議所会頭（第二十二代知事）、松村知事とともに、反対運動の方向転換がはかられ、震災後の米貨債の返済を大蔵省に肩代わりさせることを条件に、東京開港を認め、五月八日、市民同盟も解散した。